

長崎外国語大学学生表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、長崎外国語大学学則第44条の規程に基づき、長崎外国語大学の学生、課外活動団体及び学生団体（学生が任意に組織したサークル等のグループを含む。以下同じ。）の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当するものを対象に行う。

- (1) 卒業時において、特に優秀な成績を修めたと認められる学生
- (2) 全国的規模の語学関係の弁論大会等に出場し、第3位までに入賞した場合、九州地区若しくは九州地区を含む複数の地区が合同で行う弁論大会等に出場し優勝した場合等、優秀な成績を挙げたと認められる学生
- (3) 課外活動において、国際的規模の競技会等に出場した場合、全国的規模の競技大会等に出場をし、第3位までに入賞した場合、九州地区若しくは九州地区を含む複数の地区が合同で行う競技会等に出場をし、優勝した場合など、優秀な成績を挙げたと認められる学生又は学生団体
- (4) ボランティア活動等の社会活動において、公共団体等から表彰を受けた学生又は学生団体
- (5) 人命救助、災害救助等に貢献し、本学の名誉を著しく高めたと認められる学生又は学生団体
- (6) その他前各号と同等以上の表彰に価する行為があったと認められる学生又は学生団体

(表彰対象者の推薦)

第3条 学部長、コース主任及び課外活動の顧問教員等は、前条各号の一に該当すると認められる学生又は学生団体を、学長に推薦することができる。

2 前項の規程による推薦は、前条第1号に該当する場合は当該年度の卒業の認定後速やかに、同条第2号から第6号までに該当する場合はその都度行うものとする。

(表彰対象者の決定)

第4条 学長は、前条第1項により推薦があった場合には、学生委員会の議を経て教授会において、表彰する学生又は学生団体を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長賞として、また、特に顕著な功績に対しては学長特別賞として、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、第4条の規程により表彰が決定された後、速やかに行うものとする。

(表彰状の様式)

第7条 表彰状は、別記様式のとおりとする。

(事務)

第8条 表彰に係わる事務は、学生支援室において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学生又は学生団体の表彰の細部に關し必要な事項は、別に定めることができる。

附則

この規程は平成20年12月1日から施行する。

別記様式

学長賞			
氏名又は学生団体名 殿			
あなたは		において	しました。
ここに日頃の努力に対して敬意を表するとともに本学の名誉を高めた功績を称え表彰します			
平成	年	月	日
長崎外国語大学長			氏名 印

備考 表彰の事由によって表彰状の本文を変更することができる。